

多数決は万能か？

—大学生による法教育・主権者教育の研究と実践—

福本 知行(金沢大学法学系)

金子 晃人(金沢大学法学類学生)

我々が集団生活を送る中では、ルールやものごとを決めるべき場面が必ずあり、その都度、集団全体として選択することを迫られる。しかし、その際どのように選択をし、どこにその選択の正しさを見出すかはあまり意識されていないように思われる。当然ながら、多数決と民主主義とが等値になるわけでもなく、多数決を用いて決めたからといってその選択が正しいというわけでもない。本来、民主主義の本質は、決定に先立って話し合うプロセスにあるはずであり、多数決が用いられ続けているのは、いわば慣習のようなものに過ぎないといえる。多数決で正しく意見の反映ができないのなら、状況に応じてよりよい集約ルールを追求することが必要となるであろう。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、学校現場では模擬投票を行うなどして主権者教育の強化に取り組んでいる。もっとも、そこでは主として投票率の向上——それ自体に意義のあることは疑いないが——が目指されている。本来の主権者教育は、国や社会の問題を自分の問題と捉え、自ら考え行動する主体的な有権者を育てることを目指すものである。その点で、模擬投票などだけでは、民主主義や多数決原理の理解を促すものとしては不十分であり、現行制度の背景にある概念や理論を批判的に学習することが求められることになるだろう。

以上のことを背景として、多数決が用いられている身近な場面から出発して、なぜ多数決を使うのか、多数決を集約ルールとして採用することが果たして最善かを問い、「多数決を疑う」意識を身につけることを目的とする教材を作成した。作成した教材を用いた実践授業では、十分な話し合いに加えて集約ルールについて考えることが、みんながより納得できる民主的な決め方をするために必要であることに気付かせることを重視し、集約ルールについて理解を深め、どうしてその決め方をするのか、その決め方が本当にみんなの意見を反映できているのかを考えさせる場面を多く取り入れた。

報告では、教材作成から実践授業に至るまでの過程と、そこで得られた成果を明らかにする。